令和7年度における国立研究開発法人国立精神·神経医療研究センターの 中小企業者に関する契約の方針

国立精神·神経医療研究センターは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和7年4月22日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、令和7年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針(以下「本方針」という。)を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当センターは、令和7年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約10.3億円、比率が34.2%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、令和6年度における当センターの官公需契約実績30.2億円の約0.5 5%程度と推計されることを踏まえ、令和6度比で概ね倍増の水準となるよう努めつつ、少なくとも前年度までの契約実績を上回るように努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当センターは、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮 被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえ た積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作 成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品につい ては、特に最新の実勢価格や需要状況(例えば季節要因)等を考慮するよう努め るものとする。 また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限することなく、 当センターが運営している食堂等において、可能な限り被災地域の食材を使用する ことに努めるものとする。

2 平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1に掲げる前段と同様の配慮に努めるものとする。

3 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業 者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の 発注に当たっては、上記1に掲げる前段と同様の配慮に努めるものとする。

4 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

5 官公需に関する相談体制の整備

財務経理部財務経理課等の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

6 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等 を明確にした発注仕様書を作成するものとする。また、同方式の活用に当たって は、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

7 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して

発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、 可能な限り分離・分割して発注を行うものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割する等の 分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用す る。

8 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省 庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見 通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定 し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発 注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者 が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

9 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、 適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用す る。

また、地方支部部局においては、近隣の他省庁の地方支部部局との共同調達を実施するに当たっては、分離・分割発注を検討する等の中小企業者の受注機会を確保することにも配慮するものとする。

10 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級 下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

11 小企業を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度等に加え、迅速性や融通性等を評価項目として考慮することに努めるものとする。

12 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

当センターにおいて消費される調達について、少額の契約であって随意契約 (以下「少額の随意契約」という。)による場合には、管内の中小企業・小規模 事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

13 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等 需要の状況、原材料及び人件費(社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)

相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額) 等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格 を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品に ついては、特に最新の実勢価格や需要状況(例えば季節要因)等を考慮するよう 努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

14 中小石油販売業者に対する配慮

災害時に迅速かつ円滑な燃料供給を必要とする車両を有する施設や、災害時の拠点となる病院や避難所を有する施設を有する場合は、災害時の燃料供給等に関する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請があった場合には十分に協議を行うものとする。

災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合を はじめとする石油組合を対象として、平時においても、当該協定を締結する石 油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるも のとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、官公需適格組合をはじめとする石油組合との随意契約を行うことかできる。

15 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件 費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、契約前において、 最低賃金の改定額(契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、そ の改定見込額を含む。)を反映させた適切な予定価格を作成するとともに、入 札金額の人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合に は、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあら かじめ周知するものとする。契約時点において、人件費単価が改定後の最低賃 金額を下回った際は、適正な価格での単価の見直しを行う旨(例えば、「契約 締結後に最低賃金額の改定が行われ、作業従事者の人件費が最低賃金額を下回った際は、契約額の変更を行う」等)の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中に最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

また、契約(工事及び役務に限る。)締結後において、最低賃金額の改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認し、双方協議の上、適切な価格での契約変更を行うなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。なお、契約変更の必要性の確認に当たっては、例えば受注者に対して、当該契約の労働者の賃金を示す資料の提出を求めるなどして、確認を行うものとする。

16 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実 勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後 の状況に応じて必要な契約変更の実施を含め、適切に対応するものとする。

また、物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、 エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する 必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

- 1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置 当センターは、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即す とともに、次のとおり取り組むものとする。
- (1)過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進 役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない 限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績 に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう「ここから調達サイト」の情報等を活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない 新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

財務経理部財務経理課の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、 基本方針に即すとともに、官公需適格組合制度に関し、活用事例を紹介しつつ、 総合点の算定方法に関する特例が講じられていること等、調達部局に対して一層 の周知に努めるものとする。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当センターの全ての部局に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、本センターに推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、 実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当 部局に対し改善策を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備(事業者からの報告様式の作成等)を図る。

附則

〇本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長 : 財務経理部長

本部員 : 財務経理課長

: 調達企画専門職 : 施設整備室長 : 管財係長

:第一契約係長 :第二契約係長

なお、本部員には、必要に応じて各調達担当部局の長を追加することとする。